

事業内容



- 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 指定短期入所生活介護（老人短期入所事業）
- 指定通所介護（老人デイサービスセンター）
- 指定訪問介護（ホームヘルプサービス）休止中
- 在宅介護支援センター
- 指定居宅介護支援事業（居宅介護支援事業所）

特別養護老人ホーム光湖苑

常時介護が必要でありながら家庭でそれが受けられないお年寄りの方で、介護保険の認定を受け要介護度1以上と認定された方が入所できます。施設では、専門職員の介護や日常動作訓練・レクリエーション・バランスのとれた食事・適切な介護等を受けることができます。

（ただし、精神に障害があり共同生活のできない方及び伝染性疾患のある方はお断りさせていただく場合があります。）

● 費用・申し込み

要介護度によって費用が異なります。入所をご希望の方は、直接光湖苑へお申し込み下さい。



老人短期入所事業光湖苑（ショートステイ）

在宅でお年寄りをお世話している方が病気や緊急の用件等で介護できない場合、一時的にお年寄りを施設でお世話させていただきます。

介護保険の認定を受けられ、要支援以上の方であれば利用できます。

● 費用・申し込み

要介護度によって費用が異なります。利用をご希望の方は、担当のケアマネージャーへご連絡下さい。



老人デイサービスセンター光湖苑



身体が虚弱なお年寄りやご家庭で介護が受けられないお年寄り等が、日中に施設に通所して入浴・食事・日常動作訓練・レクリエーション等のサービスを受けることができます。また、痴呆の方専用のデイサービスセンターもあります。

● 費用・申し込み

要介護度によって費用が異なります。利用をご希望の方は、担当のケアマネージャーへご連絡下さい。

ホームヘルプサービス（訪問介護員）

休止中

介護や身の回りのお世話を必要とする市内のお年寄りのいる家庭にホームヘルパー（訪問介護員）が出向いて、食事・排泄・入浴・通院等の身体に関する介助、調理・洗濯・清掃・買物等の家事に関する援助、生活・介護に関する相談・助言等を行います。

● 費用・申し込み

利用するサービスの種類によって費用が異なります。利用をご希望の方は、担当のケアマネージャーへご連絡下さい。



在宅介護支援センター



主に介護保険対象外の市内に在住するおおむね65歳以上の身体が虚弱なお年寄り等とその介護をされている方を対象として、相談員・看護師が電話や面接又はお宅に訪問して、具体的に介護の仕方等のご相談に応じます。また、センター内にて介護用品の展示・紹介も行っております。

★ご相談は無料です。

居宅介護支援事業所

ケアマネージャーが、在宅等で生活するお年寄りや介護をされているご家族の相談にのり、介護計画（ケアプラン）を作成し、各種介護保険のサービスを利用できるよう、支援します。

